

労働保険料の納付期限等の延長措置 (東日本大震災関係) の終了

概 要

- ◆ 東日本大震災による被害が大きかった青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県について、平成23年3月11日以降に期限を迎える労働保険料等の申告・納付期限の延長を行い、その後順次、延長後の納付期限等の指定を行ってきた。
- ◆ 今般、国税庁が福島県の12市町村について、平成26年3月31日で延長措置を終了することを告示したことを受け、労働保険料等についても納付期限等の指定を行った。
- ◆ なお、平成26年3月31日までに労働保険料等を納付することが困難な事業主は、申請によって納付期限等がさらに1年間延長される場合がある。

告 示 日

- ◆ 平成26年2月17日